

特別防衛監察の状況について

防 衛 省

【目次】

1	全般	1
2	防衛監察本部による特別防衛監察の状況	1
	(1) 幹部職員に対する特別防衛監察の状況	1
	(2) 車力隊員に対する特別防衛監察の状況	4
	(3) 今後留意すべき点	5
	(4) 今後の対応	5
3	倫理規程等に違反すると回答した職員に対する措置	5
	別紙第1「特別防衛監察対象者一覧」	6
	別紙第2「ゴルフに関する調査状況」	11
	別紙第3「マージャンに関する調査状況」	12
	別紙第4「飲食に関する調査状況」	13
	別紙第5「物品の贈与に関する調査状況」	14

特別防衛監察の状況について

1 全般

この報告は、今般の守屋武昌前防衛事務次官による自衛隊員倫理規程等（以下「倫理規程等」という。）違反事案にかんがみ、石破茂防衛大臣の命を受け、防衛監察本部が平成19年10月26日から実施している、

- ① 本省課長級（行（一）9級）相当職以上の事務官等及び将補以上の自衛官（以下「幹部職員」という。）に対する倫理規程等の遵守状況に関する特別防衛監察
- ② 平成19年12月5日の航空自衛隊車力分屯基地所属隊員（以下「車力隊員」という。）と取引業者との祝賀会に係る倫理規程等の遵守状況に関する特別防衛監察

について、これまでに明らかになった事項等を取りまとめたものである。

2 防衛監察本部による特別防衛監察の状況

(1) 幹部職員に対する特別防衛監察の状況

ア 監察対象項目

監察対象項目は、倫理規程等が施行された平成12年4月以降における利害関係者と共にゴルフ、マージャン、飲食をした事実及び利害関係者から物品の贈与を受けた事実の有無等である。

イ 監察対象職員

監察対象職員は、防衛省内全機関の本省課長級（行（一）9級）相当職以上の事務官等（166名）及び将補以上の自衛官（263名）の合計429名である。

なお、監察対象職員の官職名については、別紙第1のとおりである。

ウ 監察の手法

(ア) 市ヶ谷地区に勤務する幹部職員167名（事務官等103名、自衛官64名）については、調査票による調査に加え、防衛監察本部職員が本人と個別に面談して聞き取り調査を実施した。

(イ) 市ヶ谷地区以外に勤務する幹部職員262名（事務官等63名、自衛官199名）については、調査票による調査を実施し、必要に応じて電話等により、個別の確認等による調査を実施した。

エ 質問事項

(ア) ゴルフ

- a ゴルフをしているか否か
- b ゴルフは年に何回しているか
- c 利害関係者と共にゴルフをしたことがあるか否か
- d 倫理規程等施行後に利害関係者と共にゴルフをしたことがあるか否か
- e 利害関係者と共にゴルフをした職員を知っているか

(イ) マージャン

- a マージャンをしているか否か
- b マージャンを年に何回しているか
- c 利害関係者と共にマージャンをしたことがあるか否か
- d 倫理規程等施行後に利害関係者と共にマージャンをしたことがあるか否か
- e 利害関係者と共にマージャンをした職員を知っているか

(ウ) 飲食

- a 利害関係者と共に飲食をしたことがあるか否か
- b 倫理規程等施行後に利害関係者と同規程等に違反した飲食をしたことがあるか否か

(エ) 物品の贈与

- a 利害関係者から物品の贈与を受けたことがあるか否か
- b 倫理規程等施行後に利害関係者から物品の贈与を受けたことがあるか否か

オ これまでの監察の結果

(ア) ゴルフについて

- a 幹部職員の約53%の229名の者が、現在ゴルフをしていると回答している。
- b 倫理規程等の施行前に利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者は、幹部職員の約5%の22名である。
- c 倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者は、幹部職員の約0.2%の1名（自衛官（空将補））である。
- d 年間10回以上ゴルフをしていると回答した者について、その相手方等につき個別調査を行ったところ、職場の同僚等と行っている

者が圧倒的に多いことが判明した。

また、このような中には、倫理規程等の観点から問題はないが、公益法人や民間企業に再就職しているOBの一部が参加している場合が見受けられた。

調査状況については、別紙第2のとおりである。

(イ) マージャンについて

- a 幹部職員の約5%の20名の者が、現在マージャンをしていると回答している。
- b 倫理規程等の施行前に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者は、幹部職員の約1.4%の6名となっており、すべて事務官等である。
- c 倫理規程等の施行後に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者はいない。

調査状況については、別紙第3のとおりである。

(ウ) 飲食について

- a 倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と飲食をしたことがあると回答した者は、幹部職員の約0.2%の1名（自衛官（空将補））である。
- b その他、倫理規程等の施行前に利害関係者と飲食した場合、倫理規程等の施行後に多数の者が出席する立食パーティーで利害関係者と飲食した場合、倫理規程等の施行後に許可を得て利害関係者と飲食した場合など、倫理規程等に違反するものではないが、幹部職員の約80%の344名の者が、これまで国内・国外を問わず利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答している。

調査状況については、別紙第4のとおりである。

(エ) 物品の贈与について

- a 倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者は、幹部職員の約0.5%の2名（事務官等（指定職級及び本省課長級各1名））である。
- b なお、これらの者以外に幹部職員の約1.6%の7名の者が物品の送付を受けたが、返送したと回答している。
- c 幹部職員の約7%の30名の者が、倫理規程等の施行前に利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答している。

調査状況については、別紙第5のとおりである。

(2) 車力隊員に対する特別防衛監察の状況

ア 監察対象項目

監察対象項目は、車力隊員と取引業者との祝賀会に係る倫理規程等の遵守状況である。

イ 監察対象職員

監察対象職員は、車力隊員（9名）である。

ウ 監察の手法

防衛監察本部職員が車力隊員及び関係者（取引業者、祝賀会会場関係者及び取引業者からの感謝状被贈呈者）と個別面談するなどして聞き取り調査を実施した。

エ 質問事項

質問事項は、次のとおりである。

(ア) 祝賀会参加の経緯

(イ) 祝賀会の状況

(ウ) 祝賀会の経費

オ これまでの監察の結果

(ア) 祝賀会参加の経緯について

平成19年11月中旬、取引業者から車力支所の開所に関する祝賀会の案内状が送付され、車力分屯基地司令としては会費制（一人当たり5,000円）であったことから、自衛隊員倫理規程上問題ないものと考えて参加したものであった。

(イ) 祝賀会の状況について

a 祝賀会は、平成19年12月5日につがる市内の旅館において18時30分頃から20時30分頃までの間、車力隊員9名、取引業者7名及び取引業者からの感謝状被贈呈者2名の計18名で実施されていた。

b 祝賀会では、案内・接待員2名の同席及び三味線の演奏が行われていたが、これは祝賀会前日に取引業者が予約したものであり、事前に部隊の参加者には知らされていなかった。

(ウ) 祝賀会の経費について

祝賀会に要した経費は、飲食費132,300円（消費税相当額を含む。）、案内・接待員に係る代金33,000円及び三味線の演奏

代金 15,000 円の合計 180,300 円であり、参加者一人当たり 10,017 円と認められた。

(参考)

祝賀会に参加した隊員は、会社に対する追加の自己負担額(5,017 円 = 10,017 円(参加者一人当たり)に要した経費) - 5,000 円(既に支払っていた会費))の支払を行うとともに、自衛隊員倫理規程に基づく必要な届出を行っている。

(3) 今後留意すべき点

倫理規程等で規定されている「利害関係者」は隊員が就いている官職との関係でその範囲が具体的に決まることになるが、これまでの監察状況から、次の 2 点について、十分留意する必要があると考えられる。

- ① 自衛隊員は、利害関係者を含めた部外者と接触する機会が多い者もいることから、常に、倫理規程等を遵守することはもとより、同規程等の制度の趣旨や目的を踏まえ、国民から疑念や不信感を持たれないようにすること。
- ② 特に、上位官職にある者は、部下に対し指導監督を行い大きな影響力を持つ立場にあることを念頭に置いて部外者と接触すること。

(4) 今後の対応

今後、個別の情報や契約企業に対する調査状況を踏まえつつ、さらに必要があれば、追加的な調査を実施する。

3 倫理規程等に違反すると回答した職員に対する措置

本報告を受け、倫理規程等に違反すると回答した職員については、自衛隊員倫理法第 12 条第 1 項の規定に基づき、防衛大臣が自衛隊員倫理審査会に調査を命じ、必要な措置を採ることとなる。

(参考)

自衛隊員倫理法(抄)

(防衛大臣による懲戒手続等)

第十二条 防衛大臣は、自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し、当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。

特別防衛監察対象者一覽

機 関 等 名	官 職 名	人 数
防衛省	<p>—事務官等— 事務次官</p>	<p>1名 (1名)</p>
内部部局	<p>—事務官等— 大臣官房長、防衛政策局長、運用企画局長、人事教育局長、經理装備局長、地方協力局長、防衛参事官×3、衛生監、技術監、審議官×3、米軍再編調整官、参事官×4、秘書課長、文書課長、図書館長、企画評価課長、広報課長、訟務管理官、防衛政策局次長、防衛政策課長、日米防衛協力課長、国際政策課長、防衛計画課長、装備能力評価官、調査課長、事態対処課長、国際協力課長、運用支援課長、情報通信・研究課長、人事計画・補任課長、人事制度課長、人材育成課長、厚生課長、服務管理官、衛生官、会計課長、監査課長、装備政策課長、システム装備課長、艦船武器課長、航空機課長、施設整備課長、技術計画官、施設技術官、地方協力局次長×2、地方協力企画課長、地方調整課長、周辺環境整備課長、防音対策課長、補償課長、施設管理課長、提供施設課長、労務管理課長、沖縄調整官、調達官</p>	<p>63名 (63名)</p>
防衛大学校	<p>—事務官等— 学校長、副校長（教育）、副校長（企画・管理）、総務部長、総務課長 —自衛官— 幹事、訓練部長</p>	<p>7名 (5名) (2名)</p>
防衛医科大学校	<p>—事務官等— 学校長、副校長（管理）、副校長（教育）、副校長（診療）、総務部長、総務課長、経理部長 —自衛官— 幹事</p>	<p>8名 (7名) (1名)</p>

防衛研究所	<p>—事務官等— 所長、統括研究官、総務課長、研究部長</p> <p>—自衛官— 副所長</p>	<p>5名 (4名)</p> <p>(1名)</p>
統合幕僚監部	<p>—自衛官— 統合幕僚長、統合幕僚副長、総務部長、運用部長、防衛計画部長、指揮通信システム部長、報道官、首席後方補給官、統合幕僚学校長、統合幕僚学校副校長</p>	<p>10名 (10名)</p>
陸上自衛隊	<p>—事務官等— 自衛隊中央病院長、自衛隊中央病院総務部長</p> <p>—自衛官— 陸上幕僚長、陸上幕僚副長、陸上幕僚監部監理部長、陸上幕僚監部人事部長、陸上幕僚監部人事補任課長、陸上幕僚監部運用支援・情報部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部防衛部防衛課長、陸上幕僚監部装備部長、陸上幕僚監部装備部副部長、陸上幕僚監部教育訓練部長、陸上幕僚監部衛生部長、陸上幕僚監部監察官、陸上幕僚監部法務官、北部方面総監、北部方面総監部幕僚長、北部方面総監部幕僚副長（行政）、北部方面総監部幕僚副長（防衛）、第2師団長、第2師団副師団長、第5旅団長、第7師団長、第7師団副師団長、第11師団長、第1特科団長、第1高射特科団長、北海道補給処長、東北方面総監、東北方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚副長（行政）、東北方面総監部幕僚副長（防衛）、第6師団長、第6師団副師団長、第9師団長、第9師団副師団長、第2施設団長、東北補給処長、東部方面総監、東部方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚副長（行政）、東部方面総監部幕僚副長（防衛）、第1師団長、第1師団副師団長、第12旅団長、第1施設団長、関東補給処長、関東補給処副処長、中部方面総監、中部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚副長（行政）、中部方面総監部幕僚副長（防衛）、第3師団長、第10師団長、第10師団副師団長、第13旅団長、第14旅団長、第4施設団長、関西補給処長、西部方面総監、西部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚副長（行政）、西部方面総監部幕僚副長（防衛）、第4師団長、第4師団副師団長、第8師団長、第8師団副師団長、第1混成団長、第2高射特科団長、九州補給処長、中央即応集団司令官、中央即応集団副司令官（国内）、中央即応</p>	<p>122名 (2名)</p> <p>(120名)</p>

	<p>集団副司令官（国際）、第1空挺団長、第1ヘリコプター団長、幹部学校長、幹部学校副校長、幹部候補生学校長、富士学校長、富士学校副校長、富士学校普通科部長、富士学校特科部長、富士学校機甲科部長、富士教導団長、高射学校長、航空学校長、航空学校副校長、施設学校長、通信学校長、武器学校長、需品学校長、輸送学校長、小平学校長、小平学校副校長、衛生学校長、化学学校長、少年工科大学長、通信団長、警務隊長、中央業務支援隊長、中央会計隊長、情報保全隊長、中央情報隊長、研究本部長、研究本部幹事（兼）企画室長、研究本部総合研究部長、開発実験団長、補給統制本部長、補給統制本部副本部長、自衛隊体育学校長、自衛隊中央病院副院長×2、自衛隊中央病院第1歯科部長、自衛隊札幌病院長、自衛隊札幌病院副院長、自衛隊仙台病院長、自衛隊阪神病院長、自衛隊福岡病院長、自衛隊熊本病院長、東京地方協力本部長、大阪地方協力本部長</p>	
海上自衛隊	<p>— 自衛官 —</p> <p>海上幕僚長、海上幕僚副長、海上幕僚監部総務部長、海上幕僚監部総務部副部長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部装備部長、海上幕僚監部技術部長、海上幕僚監部監察官、海上幕僚監部首席衛生官、海上幕僚監部首席衛生官付、海上幕僚監部付、自衛艦隊司令官、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、護衛艦隊司令部幕僚長、第1護衛隊群司令、第2護衛隊群司令、第3護衛隊群司令、第4護衛隊群司令、航空集団司令官、航空集団幕僚長、第1航空群司令、第2航空群司令、第4航空群司令、第5航空群司令、第2-1航空群司令、第2-2航空群司令、第3-1航空群司令、潜水艦隊司令官、潜水艦隊司令部幕僚長、掃海隊群司令、開発隊群司令、横須賀地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、呉地方総監、呉地方総監部幕僚長、阪神基地隊司令、佐世保地方総監、佐世保地方総監部幕僚長、舞鶴地方総監、舞鶴地方総監部幕僚長、大湊地方総監、大湊地方総監部幕僚長、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、潜水医学実験隊司令、幹部学校長、幹部学校副校長、幹部候補生学校長、第1術科学学校長、第2術科学学校長、第3術科学学校長、第4術科学学校長、補給本部長、補給本部副本部長、自衛隊横須賀病院長</p>	<p>58名 (58名)</p>
航空自衛隊	<p>— 自衛官 —</p>	<p>59名 (59名)</p>

	<p>航空幕僚長、航空幕僚副長、航空幕僚監部総務部長、航空幕僚監部人事教育部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部防衛部次期戦闘機企画室長、航空幕僚監部運用支援・情報部長、航空幕僚監部装備部長、航空幕僚監部技術部長、航空幕僚監部監理監察官、航空幕僚監部首席衛生官、航空総隊司令官、航空総隊司令部幕僚長、航空総隊司令部防衛部長、北部航空方面隊司令官、北部航空方面隊副司令官、第2航空団司令、第3航空団司令、北部航空警戒管制団司令、中部航空方面隊司令官、中部航空方面隊副司令官、第6航空団司令、第7航空団司令、中部航空警戒管制団司令、西部航空方面隊司令官、西部航空方面隊副司令官、第5航空団司令、第8航空団司令、西部航空警戒管制団司令、南西航空混成団司令、南西航空混成団副司令、第83航空隊司令、航空支援集団司令官、航空支援集団副司令官、航空救難団司令、航空教育集団司令官、航空教育集団司令部幕僚長、第1航空団司令、第4航空団司令、第11飛行教育団司令、幹部候補生学校長、第1術科学学校長、第2術科学学校長、第3術科学学校長、第4術科学学校長、第5術科学学校長、航空開発実験集団司令官、飛行開発実験団司令、航空医学実験隊司令、航空安全管理隊司令、幹部学校長、幹部学校副校長、補給本部長、補給本部副本部長、第1補給処長、第2補給処長、第3補給処長、第4補給処長、自衛隊岐阜病院長</p>	
<p>情報本部</p>	<p>―事務官等― 副本部長、情報官、情報保全官、情報評価官、分析部長、電波部長、電波部副部長</p> <p>―自衛官― 本部長、情報官×2</p>	<p>10名 (7名)</p> <p>(3名)</p>
<p>技術研究本部</p>	<p>―事務官等― 本部長、総務部長、総務課長、技術企画部長、技術企画部企画課長、事業監理部長、事業監理部管理課長、研究開発評価官、技術開発官（誘導武器担当）、航空装備研究所長、航空装備研究所研究企画官、航空装備研究所管理部長、陸上装備研究所長、陸上装備研究所研究企画官、艦艇装備研究所長、艦艇装備研究所研究企画官、電子装備研究所長、電子装備研究所研究企画官、先進技術推進センター所長</p> <p>―自衛官― 技術開発官（陸上担当）、技術開発官（船舶担当）、副技</p>	<p>23名 (19名)</p> <p>(4名)</p>

	術開発官（船舶担当）、技術開発官（航空機担当）	
装備施設本部	<p>－事務官等－ 本部長、副本部長（総務担当）、副本部長（管理担当）、副本部長（通信誘導担当）、副本部長（航空機担当）、副本部長（施設担当）、総務課長、会計課長、監査課長、企画調整課長、原価管理課長、品質管理課長、電子音響課長、需品課長、機械車両課長、航空機第1課長、施設計画課長、調査研究室長、技術調査官</p> <p>－自衛官－ 副本部長（武器需品担当）、副本部長（艦船車両担当）</p>	<p>21名 (19名)</p> <p>(2名)</p>
防衛監察本部	<p>－事務官等－ 防衛監察監、副監察監、総務課長、統括監察官</p> <p>－自衛官－ 監察官×3</p>	<p>7名 (4名)</p> <p>(3名)</p>
地方防衛局	<p>－事務官等－ 北海道防衛局長、北海道防衛局次長、北海道防衛局総務部長、北海道防衛局企画部長、北海道防衛局調達部長、東北防衛局長、東北防衛局総務部長、東北防衛局企画部長、東北防衛局調達部長、北関東防衛局長、北関東防衛局次長、北関東防衛局総務部長、北関東防衛局企画部長、北関東防衛局調達部長、南関東防衛局長、南関東防衛局次長、南関東防衛局総務部長、南関東防衛局企画部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局長、近畿中部防衛局次長、近畿中部防衛局東海防衛支局長、中国四国防衛局長、九州防衛局長、九州防衛局次長、九州防衛局総務部長、九州防衛局企画部長、九州防衛局調達部長、九州防衛局熊本防衛支局長、九州防衛局長崎防衛支局長、沖縄防衛局長、沖縄防衛局次長、沖縄防衛局総務部長、沖縄防衛局企画部長、沖縄防衛局調達部長</p>	<p>35名 (35名)</p>
合 計		<p>429名 事務官等166名 自衛官 263名</p>

ゴルフに関する調査状況

ア 全体

区 分	全体人数：429名 (すべての監察対象職員に占める割合)
現在ゴルフをしていると回答した者	229名(53.4%)
倫理規程等の施行前に利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者	22名(5.1%)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者	1名(0.2%)

イ 事務官等／自衛官別

区 分	事務官等：166名 (対象者に占める割合)	自衛官：263名 (対象者に占める割合)
倫理規程等の施行前に利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者	11名(6.6%)	11名(4.2%)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者	0名(0%)	1名(0.4%)

ウ 各機関等別区分

区 分	事務次官、 防衛参事官、 大臣官房及 び各局 ：64名 (対象者に占 める割合)	施設等機関 ・各幕僚監 部以外の特 別の機関 ：81名 (対象者に占 める割合)	各幕僚監部 並びに各自 衛隊の部隊 及び機関 ：249名 (対象者に占 める割合)	各地方防衛 局 ：35名 (対象者に占 める割合)
倫理規程等 の施行前に 利害関係者 と共にゴル フをしたこ とがあると 回答した者	3名 (4.7%)	8名 (9.9%)	9名 (3.6%)	2名 (5.7%)

マージャンに関する調査状況

ア 全体

区 分	全体人数：429名 (すべての監察対象職員に占める割合)
現在マージャンをしていると回答した者	20名 (4.7%)
倫理規程等の施行前に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者	6名 (1.4%)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者	0名 (0%)

イ 事務官等／自衛官別

区 分	事務官等：166名 (対象者に占める割合)	自衛官：263名 (対象者に占める割合)
倫理規程等の施行前に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者	6名 (3.6%)	0名 (0%)

ウ 各機関等別区分

区 分	事務次官、 防衛参事官、 大臣官房及 び各局 ：64名 (対象者に占 める割合)	施設等機関 ・各幕僚監 部以外の特 別の機関 ：81名 (対象者に占 める割合)	各幕僚監部 並びに各自 衛隊の部隊 及び機関 ：249名 (対象者に占 める割合)	各地方防衛 局 ：35名 (対象者に占 める割合)
倫理規程等 の施行前に 利害関係者 と共にマー ジャンをし たことがあ ると回答し た者	1名 (1.6%)	5名 (6.2%)	0名 (0%)	0名 (0%)

飲食に関する調査状況

ア 全体

区 分	全体人数：429名 (すべての監察対象職員に占める割合)
倫理規程等の施行後に、同規程等に違反して利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	1名 (0.2%)
その他、倫理規程等に違反するものではないが、これまで国内・国外を問わず利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	344名 (80.2%)

イ 事務官等／自衛官別

区 分	事務官等：166名 (対象者に占める割合)	自衛官：263名 (対象者に占める割合)
倫理規程等の施行後に、同規程等に違反して利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	0名 (0%)	1名 (0.4%)
その他、倫理規程等に違反するものではないが、これまで国内・国外を問わず利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	120名 (72.3%)	224名 (85.2%)

ウ 各機関等別区分

区 分	事務次官、 防衛参事官、 大臣官房及 び各局 ：64名 (対象者に占 める割合)	施設等機関 ・各幕僚監 部以外の特 別の機関 ：81名 (対象者に占 める割合)	各幕僚監部 並びに各自 衛隊の部隊 及び機関 ：249名 (対象者に占 める割合)	各地方防衛 局 ：35名 (対象者に占 める割合)
これまで国内・国外を問わず利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	41名 (64.1%)	60名 (74.1%)	216名 (86.7%)	28名 (80.0%)

物品の贈与に関する調査状況

ア 全体

区 分	全体人数：；429名 (すべての監察対象職員に占める割合)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者	2名 (0.5%)
倫理規程等の施行前に利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者	30名 (7.0%)

イ 事務官等／自衛官別

区 分	事務官等：166名 (対象者に占める割合)	自衛官：263名 (対象者に占める割合)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者	2名 (1.2%)	0名 (0%)
倫理規程等の施行前に利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者	22名 (13.3%)	8名 (3.0%)

ウ 各機関等別区分

区 分	事務次官、 防衛参事官、 大臣官房及 び各局 ：64名 (対象者に占 める割合)	施設等機関 ・各幕僚監 部以外の特 別の機関 ：81名 (対象者に占 める割合)	各幕僚監部 並びに各自 衛隊の部隊 及び機関 ：249名 (対象者に占 める割合)	各地方防衛 局 ：35名 (対象者に占 める割合)
倫理規程等 の施行前に 利害関係者 から物品の 贈与を受け たことがあ ると回答し た者	7名 (10.9%)	9名 (11.1%)	8名 (3.2%)	6名 (17.1%)